有料老人ホーム重要事項説明書

施設名						グラン	フォレ	スト目白	
定員・室数				30	人		30	室	
有料老人ホ	ームの類響	<u></u>	• 表示	事項					
類		型					介護伯	付(一般型	ը)
サ付登録	录の 有	無						無	
居住の林	雀 利 形	態					利	用権方式	
利用料の	支払方	式					ì	選択方式	
入 居 時	の要	件					専用型	(要介護の	かみ)
介護保剛	魚の 利	用				特定施	設入居	者生活介語	蒦(一般型)
居 室	区	分					5	定員1人	
介護に関わ	る職員体	制					2.	5:1以上	
1 事業主	体								
			法 人	等の種	別			ŗ	営利法人
名		称	フリカ゛	` †			٦ ^ا	リンフィルケアカフ	ブシキガイシャ
			名	称			スミリ	リンフィル	·ケア株式会社
主たる事務	所の所在	地	₸	163-092			_		
						区西新	宿二丁		号 新宿モノリス27階
連維	各	先		舌 番	号				-5909-8750
.1-	0	2.8		y クス番				03-	-3340-8120
ホーム			-	//www.fi			Jр	пь	
代表者		名口	(文献)	名 代表耶	X栉的	ζ	ਹਾ ਦੀ	氏名	福永 匡
設 立 生	手 月	日	左 刺 之	· \ -t. — /.	の海	一 个		16年5月6 計、施工、	
主な	事業	等	介護保	· (険法によ (((((((((((((る指	定居宅	サービス	ス事業	性名
事業主体が見		実力							
介護サ	ービスの種	重類	į	箇所数		主な	事業所	の名称	所在地
<居宅サーは	ご ス>								
訪問介護				なし					
訪問入浴分)護			なし					
訪問看護	211 - 1			なし					
	ブリテーショ	ョン		なし					
居宅療養領通所介護	生旧等			<u>なし</u> 1	ディ	フォレ	スト練ん	馬錦	 東京都練馬区錦2-13-12
	ごリテーショ	ョン	,	 なし	, 1	<i>- 1, D</i>	· 、 1 小水	וות הייו	八八八日山水 wà 庄二郎 1 0 1 1 C
短期入所生	-			なし					
短期入所领	寮養介護			なし					
	(居者生活が	卜護		9	グラ	ンフォ	レスト!	学芸大学	東京都目黒区五本木3-13-2
福祉用具質				なし					
特定福祉月	月具販売			なし					

<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	6	グランフォレスト学芸大学	東京都目黒区五本木3-13-26
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス)	>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		

										ľ
介護老人福祉施設		なし								
介護老人保健施設		なし								
介護療養型医療施設		なし								
介護医療院		なし	,							
2 事業所概要										
名	フリカ	* †				グ ランフォレ	ストメシ゛ロ			
名	名	称			グラ	ランフォ	レスト目	白		
所 在 地	<u> </u>	171-	0052							
				東京	都豊島区					
 連 絡 先	-	話 番					-5988-06			
	ファ	ックス	番号			03	-5988-06	37		
		://www	fillca	re. co). јр					
介護保険事業所番号					第13	71603893	1			
管理者職氏名		名 ホ-	ーム長			氏名		和貴		
事業開始年月日						成 22 4				
届 出 年 月 日						成 21 年				
届出上の開設年月日						成 22 4				
 特定施設入居者生活介護		定年月		回)		成 22 4				
	指定の)有効其			令	和 10 年	F 4 月 3	30日 ま	で	
介護予防			日(初	回)			_			
特定施設入居者生活介護	指定€)有効其	間				_	ま	で	
事業所へのアクセス	西武池	也袋線	「椎名町	」駅	徒歩 4 分	〉(約32	20m)			
施設・設備等の状況										
敷地	権利	形態	_		抵当権	なし				
	面	積	876. 2	3 m ²						
	権利	形態	賃貸	借	抵当権	なし				
	延床	面積	1425. 4	7 m ²	うち	5有料老	人ホームタ	分 1425.37	m²	
	竣二	[日			平	成 22 4	羊 4 月	1 日		
建物	階	数				地上	3 ß	皆 地下	0	階
	Pé	奴	うち有料	斗老人	、ホーム分	地上	3 ß	皆 地下	0	階
	構造	耐	火建築物	d d	建築物戶	用途区分		有料老人7	トーム	
	併設加	拖設等	なし		(-)
賃貸借契約の概要	建物	事	2約期間		平成22年	₹3月3日	\sim	令和22	年3月2	2日
貝貝旧大小が例女	Æ 17		動更新	7	あり					
	階	定員	室数				面積			
	1階	1人	15		18. 4		\sim	18. 41	m²	
 居	2階	1人	15		18. 4	$1 ext{ m}^2$	\sim	18. 41	m²	
						m²	\sim		m²	
						m^2	~		m²	

					階	定員	室数					面積				
_	時	介	護	室							m²	\sim			m²	
											m²	\sim			m²	
						便所		全室あり)							
						洗 面	i	全室あり)							
						浴室		なし								
居室	内	\mathcal{O}	設	備 等	冷	暖房設	備	全室あり)							
					信用	 話回紀	泉	全室あり)	(設	置各自、	料金	負担-	も各自)
					テレビ	アンテ	ナ端子	全室あり)	(設	置各自、	放送	契約と	:料金負	担も各自	l)
共	同		便	所	(3 箇	折					(男女共月	Ħ)
共	同		浴	室	個	浴:	2		大洋	谷槽:	1		档	綾械浴:	1	
共	ΙΗJ		竹	王	併設加	施設との	の共用	なし	()
食				凉	兼	用	あり	(談	話室)
及				- 上	併設加	施設との	の共用	なし	()
その)他の	り共	用力	施設	あり	l	(健原ム、	東管理室、 理美容室	ケ [`]	アステ	ーショ	ン、「	コビー	、リハロ	ゴリル ー)
エ	レ〜	: -	- ゟ	7 —	あり		1	基								
消	防		設	備	自動	火災報	知設備	: あり	火沙	災通報:	装置:	あり	スプ	リンクラ	ラー: 7	あり
緊	急啊	F H	出数	世 置	居室	:	あり	便所:	đ	あり	浴室	:	あり	脱衣室	: あ	Ŋ

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態

職種 実人数	常	勤	非常	常勤	合計	常勤換算	兼務状況 等
職種 実人数	専従	非専従	専従	非専従	口可	人数	兼務状況 等
管理者 (施設長)		1			1人	0. 5	生活相談員兼務
生活相談員		2			2人	1. 0	管理者兼務、計画作成担当者兼務
看護職員:直接雇用	2		1		3人	2. 7	
看護職員:派遣					0人	2. 1	
介護職員:直接雇用	11		1		12人	11. 8	
介護職員:派遣					0人	11.0	
機能訓練指導員			2		2人	1. 0	
計画作成担当者		1			1人	0. 5	生活相談員兼務
栄養士					0人		
調理員					0人		
事務員	1				1人	1. 0	
その他従業者	2				2人	2. 0	
② 1週間のうち 党	動の従業	考が勤終っ	けべき時間			40 時間	

|② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 40 時間

③-1 介護職員の資格

資格 延べ し数	常	勤	非常	常勤	
人数	専従	非専従	専従	非専従	
介護福祉士	4		1		
実務者研修	2				
介護職員初任者研修	4				
介護支援専門員					
たん吸引等研修 (不特定)					
たん吸引等研修 (特定)					
資格なし	1				

③-2 機能訓練指導員の資格

資格 延べ	常	勤	非常	常勤	
人数	専従	非専従	専従	非専従	
理学療法士			1		
作業療法士					
言語聴覚士			1		
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゅう師					
③-3 管理者(施設	長)の資	格			介護福祉士
④ 夜勤·宿直体制					
配置職員数が最も少	ない時間を	帯	19 時	30 分	~ 7 時 30 分

上記時間標	帯の職員配	置数		介護職員	2 人.	以上	看護職員	0 人以上
⑤ 特定施記	没入居者生	活介護の	従業者の	人数等		①と同	可じのため記え	入省略
職種	実人数	常	勤	非常	常勤	· 合計	常勤換算	兼務状況
4001里	大八数	専従	非専従	専従	非専従		人数	和为机机
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練打	旨導員					0人		
計画作成打	11当者					0人		
⑤-1 介記	獲職員の資	格			(3	3)— 1 <u></u>	同じのため記	记入省略
資格	延べ	常	·勤	非常	常勤			
其俗	人 人数	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉	Ŀ							
実務者研修	多							
介護職員初	任者研修					1		
介護支援専	事門員					1		
たん吸引等研	修 (不特定)					1		
たん吸引等研	修 (特定)					/		
資格なし								
⑤-2 機能	能訓練指導	員の資格	•	•	3	<u>)</u> – 2 Ł	同じのため記	记入省略
次49	延べ	常	`勤	非常	常勤			
資格	人数	専従	非専従	専従	非専従	1		
理学療法二	Ŀ					1		
作業療法	Ŀ					1		
言語聴覚	Ŀ					1		
看護師又は	は准看護師					1		
柔道整復的	市					1		
あん摩マッサ	ージ指圧師					/		
はり師又は	はきゅう師							
⑤-3 看記	護職員及び	介護職員	1人当た	り (常勤換	算)の利	用者数		1.6 人

従	業者の職種別・勤続年数	数別人	数(本	事業所	行におけ	る勤約	売年数)				
	勤続 職種	看護	職員	介護	職員	生活村	泪談員	機能訓練	東指導員	計画作品	成担当者
	年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	1年未満		1	3	1						
	1年以上3年未満	2		2		1				1	
	3年以上5年未満			2					1		
	5年以上10年未満			4		1			1		
	10年以上										
	合計	2	1	11	1	2	0	0	2	1	0
4	サービスの内容										
提	供するサービス										
	食事の提供サービス							あり	(委託)
	食事介助サービス							あり			
	入浴介助サービス							あり			
	排せつ介助サービス							あり			
	口腔衛生管理サービス							あり			
	居室の清掃・洗濯サー	ビス等	等家事接	受助サ-	ービス			あり			
	相談対応サービス							あり			
	健康管理サービス(定	期的な	健康診	》断実加				あり			
	服薬管理サービス			_				あり			
	金銭管理サービス							なし			

定期的な安否 確認の方法

日中及び夜間の定期的な巡回: 要介護度に応じて、日中0~3回、夜間0~4回 他、見守りシステムでのモニター感知によるケアコール対応

病気やけがの治療は病院等で受けていただくことになり、医療費は入居者の負担と なります。

通院の付添い、入退院時の移送をします(費用負担なし)が、 入院中の付添いはしません。

[対応可能]

- 胃ろう (栄養剤の摂取支援,体調管理,装着箇所の清潔保持) ※看護職員が対応する
- △ 胃ろう以外の経管栄養 (栄養剤の摂取支援,体調管理) ※状態に応じ対応可能。 ※看護職員が対応する
- 〇 在宅酸素(体調管理)
 - ※看護職員が対応する
- インスリン注射(体調管理,血糖値把握) ※看護職員が対応する
- バルーン (体調管理,装着箇所の清潔保持)
 - ※看護職員が対応する
- ストーマ(体調管理,装着箇所の清潔保持) ※排泄物の廃棄や入浴介助は介護職員、パウチの張替えは 看護職員が対応する
- 〇 ペースメーカー (体調管理)
 - ※看護職員が対応する
- 透析(体調管理)
 - ※看護職員が対応する
- 〇 褥瘡 (体調管理, 創部の清潔保持)
 - ※看護職員が対応する
- 痰吸引 (体調管理, 医師の指示に基づき看護師による口腔気管内吸引, 創部の清潔保持)
 - ※看護師が勤務する日中のみ対応可能

医療機関との連携・協力

施設で対応で

きる医療的ケ

アの内容

	名称	医療法人社區	団仁泉会 と	しま昭和病院					
	所在地	東京都豊島	区南長崎5-17-	-9					
	急変時の相談	炎対応	あり	事業者の求めに応じた診療 あり					
協力医療機関(1)	協力の内容	脳神経内科 リハビリラ (訪問診療、 ・距離…約9	·内科、循環器科、呼吸器内科、 4、消化器科、外科、整形外科、 -一ション科、皮膚科 健康指導、健康診断、緊急時の電話対応) 0 0 0 m ·医療費その他の費用は利用者の自己負担						
	名称	医療法人社區	団黎明会 大地	冢クリニック					
	所在地	東京都豊島区	区南大塚3-34	6 南大塚エースビル401					
	急変時の相談	炎対応	あり	事業者の求めに応じた診療 あり					
協力医療機関(2)	協力の内容	(訪問診療、 ・距離…約!							
	名称	K clinic							
	所在地	東京都新宿園	区新宿5-6-2	神谷ビル402					

ちかけの担談	L- 2.1	古米本の土はたけたか広	+ 10
	心 なし	争業有の氷めに応しに診療	めり

	協力医療機関(3)		=
		協力の内容	・診療科目…眼科診療・距離…約6. 4 km・費用負担…医療費その他の費用は利用者の自己負担
	新興感染症発生時	有無	なし
	に連携する医療機	名称	
	関	所在地	
		名称	岩間歯科
		所在地	東京都世田谷区上野毛4-14-14
	協力歯科医療機関	協力の内容	・診療科目…歯科診療、口腔衛生 (週1回の歯科治療、口腔衛生指導) ・距離…約13km ・費用負担…医療費その他の費用は利用者の自己負担
介	護保険加算サービス	等	
	個別機能訓練加算		なし
	夜間看護体制加算		あり(Ⅱ)
	看取り介護加算		あり(I)
	協力医療機関連携力	加算	あり
	認知症専門ケア加算	第	なし
	サービス提供体制的	強化加算	あり(Ⅲ)
	介護職員等処遇改善	善加算	あり(II)
	入居継続支援加算		なし
	テクノロジーの導力	入(入居継続	支援加算関係) なし
	生活機能向上連携力	加算	なし
	若年性認知症入居	者受入加算	なし
	ADL維持等加算		なし
	科学的介護推進体制	制加算	あり
	高齢者施設等感染	对策向上加算	なし
	生産性向上推進体制	制加算	あり(II)
	口腔・栄養スクリー	ーニング加算	なし
	退院・退所時連携が	加算	あり
	退去時情報提供加算	第	あり
	人員配置が手厚いた	介護サービス	の実施あり
	短期利用特定施設。	入居者生活介	護の算定 可
利	用者の個別的な選択	によるサート	ごス提供あり
運	営懇談会の開催		あり (年 2 回予定)
	入居者の人数が少ない	などのため実施	しない場合の代替措置
自	費によるショートス	テイ事業	あり

	年齢	契約締結時に原則満65歳以上				
	要介護度	入居時 要介護の方				
入居の条件	医療的ケア	お客様の状態を確認させていただいた上で、入居可能かご相談 させていただきます。				
八石切木什	認知症	お客様の状態を確認させていただいた上で、入居可能かご相談 させていただきます。				
	その他	お客様の状態を確認させていただいた上で、入居可能かご相談 させていただきます。				
身元引受人等の条 件、義務等	ことができなり元引受人にと連帯して限の身柄を引き	身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定める ない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。 は本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者 賃行の責を負うとともに、事業者と協議し、必要な場合は入居者 き取るものとします。身元引受人は、入居者が死亡した場合の遺 金品の引き取りを行います。				
	利用期間	7泊8日まで				
体験入居	利用料金	1泊13,200円(うち消費税1,200円) (宿泊費・食費・介護サービス料込み)				
P*************************************	その他	ショート入居:(最長30泊31日、3食付) 1泊16,500円(うち消費税1,500円) 介護保険適用外				
入院時の契約の取扱い	費・家賃相当ます。しかし	り長期不在等の場合は管理費(厨房維持管理費等)・上乗せ介護 当額はお支払いいただきます。なお、1ヵ月単位での精算になり し食材費の部分につきましては返金させていただきます。また、 こわたる場合でも契約は存続しますので、退院後は入院前の居室 が出来ます。				
	虐待防止対策	策検討委員会の定期的な開催 (年 12 回)				
高齢者虐待防止のための取組の状況	定期的な研修	冬の実施 (年 2 回)				
w 2 v 2 4 X か正 v 2 4 X 行し	担当者の役職	歳名 ホーム長				
	身体的拘束等	等適正化検討委員会の開催 (年 12 回)				
	定期的な研修	多の実施 (年 2 回)				
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動 を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと					
	身体的拘束を行う場合の様態及び時間、入居者の状況並びに緊 急やむを得ない場合の理由の記録					

身体的拘束等の適正 化のための取組の状 況	やむを得ず身体拘 束を行う場合の手 続	介護サービスの提供に当たって、利用者の生体を保護するため、切迫性・非代替性・一時要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を拘束その他利用の行動を制限する行為を行いだし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は①施設内で身体拘束の必要性につ同意を得る。②説明と同意については記録すること。(30分に1回は部位を観察し記録する。(30分に1回は部位を観察し記録する。 ②身体拘束をする必要性を毎日検討する。 ④ご家族等の要求がある場合及び監督機関等ある場合にはこれを開示します。	i性の3つの 除き、身体 ません。た 合意した
	職員に対する周知の	り実施	あり

一時介護室への移動 なし

l	判断基準・手続	
	14001 = 1 100	
	利用料金の変更	
	前払金の調整	
	従前居室との仕様 の変更	
そ	の他の居室への移動	あり
	判断基準・手続	1. 事業者からの申出による住み替えの場合 事業者は、入居者に対してより適切な介護を提供するために必要と判断する 場合には、本契約に基づくサービスの提供の場所を目的施設内において変更 する場合があります。この場合、事業者は居室の住み替え等により、入居者 の権利や利用料金等に関し本契約に重大な変更が生じる場合は、次の各号の 手続きを行います。 ①事業者の指定する医師の意見を聴く ②入居者の意思を確認する ③入居者の身元引受人の意見を聴く ④緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける ⑤住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変動、占有面積の変更に伴う 費用負担の増減等について入居者及び身元引受人に説明を行う。 ⑥入居者の同意を得る。 2. 入居者からの申出による住み替えの場合 事業者は、入居者から目的施設運営上、支障が出る場合を除き、入居者の 事業者は、入居者から出が施設運営上、支障が出る場合を除き、入居者からの申出があった場合、その申出が施設運営上、支障が出る場合を除さ、入居者からの申出は指定の書式にて行うものとします。
	利用料金の変更	1. 事業者からの申出による住み替えの場合 居室の利用権は当初の居室から新しい居室に変更となります。 この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費はございません。 2. 入居者からの申出による住み替えの場合 居室の利用権は当初の居室から新しい居室に変更となります。また、居室の変更による契約プランの変更は致しません。 この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費を負担しなければなりません。
	前払金の調整	1. 事業者からの申出による住み替えの場合 前払金の精算については、現居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住み替え後居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。ただし、現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額は頂きません。 2. 入居者からの申出による住み替えの場合前払金の精算については、現居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住み替え後居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。また、現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額としてお支払い頂きます。
	従前居室との仕様 の変更	なし

# 業業者は、入居者から事業者が通営する他の施設へのサービス提供の場所の変更の申出があります。なお、入居者からの申出が施設営工、支障が出る場合を除き、入居者の申出を認め、事業者が運営する他の施設でのサービス提供場所の変更を行う場合があります。なお、入居者からの申出は指定の書式にて行うものとします。 利用料金の変更	提	携ホーム等への転居	- あり グランフォレスト学芸大学 他
要更の申出があった場合、その申出が施設運営上、支障が出る場合を除き、 及居者の申出を認め、事業者が運営する他の施設へのサービス提供場所の変更を行う場合があります。なお、入居者からの申出は指定の書式にて行うものとします。 初川料金の変更	JÆ:	为 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	めり
利用料金の変更 お庭数での新たな契約を締結して頂く事で、居室の利用権は現施設における居室に変更となります。この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費を負担しなければなりません。管理費等の月額利用料は移り住み先の料金へ変更になります。 前払金の精算に合うを表します。現施設における居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現施設における居室の前払金償却残額とは、その差額をお支払いします。また、現施設における居室の前払金償却残額とは、その差額を放取を設定における居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額を放取と続いてお支払い頂きます。 信却年数については、住み替え後施設における居室の償却年数に合いせる居室の前担金費については、住み替え後施設における居室の償却年数に合いせる居室の信却年数とします。ただし、この申出が、申出時に先に定める償却年数とのとし、住み替え後施設における居室の信却年数とします。ただし、この申出が、申出時に先に定める償却期間を超えている場合、住み替え変更の申出はお受けできません。		判断基準・手続	変更の申出があった場合、その申出が施設運営上、支障が出る場合を除き、 入居者の申出を認め、事業者が運営する他の施設へのサービス提供場所の変 更を行う場合があります。なお、入居者からの申出は指定の書式にて行うも
間入居した場合の住み替え後施設における居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現施設における居室の前払金償却残額より、住み替え後施設における居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。また、現施設における居室の前払金償却残額のより、住み替え後施設における居室の償却年数については、住み替え後施設における居室の償却年数については、住み替え後施設における居室の償却年数から、現施設における居室の償却年数から、現施設における居室の償却年数から、現施設における居室の償却年数から、現施設における居室の償却年数から、現施設における居室の償却年数とします。ただし、この申出が、申出時に先に定める償却期間を超えている場合、住み替え変更の申出はお受けできません。 従前居室との仕様の変更 家口の名称1 グランフォレスト目白 ホーム長 電話番号 03-5988-0636 対応時間 9:00 ~ 18:00 (月曜日~金曜日) 窓口の名称2 スミリンフィルケア株式会社 管理本部 電話番号 03-5999-8750 対応時間 9:15 ~ 17:30 (月曜日~金曜日、祝日除く) 窓口の名称3 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 電話番号 03-6238-0177 対応時間 9:00 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称4 東京都福社保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日)		利用料金の変更	る施設での新たな契約を締結して頂く事で、居室の利用権は現施設における 居室から、新しい施設における居室に変更となります。この場合、入居者 は、居室の清掃費及び原状回復費を負担しなければなりません。管理費等の
変更 変更 の (使所・浴室・洗面所・調理設備等) でである称1		前払金の調整	間入居した場合の住み替え後施設における居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現施設における居室の前払金償却残額より、住み替え後施設における居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。また、現施設における居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額とにおける居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額としてお支払い頂きます。 償却年数については、住み替え後施設における居室の償却年数に合わせるものとし、住み替え後施設における居室の償却年数から、現施設における居室の居住年数(契約締結時年齢)を差し引いた年数を、住み替え後施設における居室の償却年数とします。ただし、この申出が、申出時に先に定める償
窓口の名称1 グランフォレスト目白 ホーム長 電話番号 03-5988-0636 対応時間 9:00 ~ 18:00 (月曜日~金曜日) 窓口の名称2 スミリンフィルケア株式会社 管理本部 電話番号 03-5909-8750 対応時間 9:15 ~ 17:30 (月曜日~金曜日、祝日除く) 窓口の名称3 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 電話番号 03-6238-0177 対応時間 9:00 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称4 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日)			変更あり(便所・浴室・洗面所・調理設備等)
電話番号 03-5988-0636 対応時間 9:00 ~ 18:00 (月曜日~金曜日) 窓口の名称2 スミリンフィルケア株式会社 管理本部 電話番号 03-5909-8750 対応時間 9:15 ~ 17:30 (月曜日~金曜日、祝日除く) 窓口の名称3 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 電話番号 03-6238-0177 対応時間 9:00 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称4 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) の3-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) を口の名称5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) を消責任保険の加入 あり 保険の名称: 三井住友海上火災保険(株) 賠償責任保険	苦情対	才応窓口	
対応時間 9:00 ~ 18:00 (月曜日~金曜日) 窓口の名称2 スミリンフィルケア株式会社 管理本部 電話番号 03-5909-8750 対応時間 9:15 ~ 17:30 (月曜日~金曜日、祝日除く) 窓口の名称3 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 電話番号 03-6238-0177 対応時間 9:00 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称4 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 日間話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 日間話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 日間話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 日間話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 日間話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 日間話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 日間電子保険の名称: 三井住友海上火災保険株 賠償責任保険	窓	口の名称1	グランフォレスト目白 ホーム長
窓口の名称 2 スミリンフィルケア株式会社 管理本部 電話番号 03-5909-8750 対応時間 9:15 ~ 17:30 (月曜日~金曜日、祝日除く) 窓口の名称 3 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 電話番号 03-6238-0177 対応時間 9:00 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称 4 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称 5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日)		電話番号	03-5988-0636
電話番号 03-5909-8750 対応時間 9:15 ~ 17:30 (月曜日~金曜日、祝日除く) 窓口の名称3 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 電話番号 03-6238-0177 対応時間 9:00 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称4 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日)		対応時間	9:00 ~ 18:00 (月曜日~金曜日)
対応時間 9:15 ~ 17:30 (月曜日~金曜日、祝日除く) 窓口の名称3 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 電話番号 03-6238-0177 対応時間 9:00 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称4 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日)	窓	 口の名称 2	スミリンフィルケア株式会社 管理本部
窓口の名称3 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 電話番号 03-6238-0177 対応時間 9:00 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称4 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 路賃責任保険の加入 あり 保険の名称: 三井住友海上火災保険㈱ 賠償責任保険		電話番号	03-5909-8750
電話番号 03-6238-0177 対応時間 9:00 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称4 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 会債責任保険の加入 あり 保険の名称: 三井住友海上火災保険㈱ 賠償責任保険		対応時間	9:15 ~ 17:30 (月曜日~金曜日、祝日除く)
対応時間 9:00 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称4 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 日間	窓	<u></u> 口の名称3	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口
窓口の名称 4 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口 電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称 5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日)		電話番号	03-6238-0177
電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称 5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 路賃責任保険の加入 あり 保険の名称: 三井住友海上火災保険㈱ 賠償責任保険		対応時間	9:00 ~ 17:00 (平日)
電話番号 03-5320-4597 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称 5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 路賃責任保険の加入 あり 保険の名称: 三井住友海上火災保険(株) 賠償責任保険	窓	 口の名称 4	┃ 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険相談窓口
対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 窓口の名称 5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 路償責任保険の加入 あり 保険の名称: 三井住友海上火災保険(株) 賠償責任保険		1	
窓口の名称 5 東京都豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ 電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日)			8:30 ~ 17:00 (平日)
電話番号 03-3981-1318 対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 音償責任保険の加入 あり 保険の名称: 三井住友海上火災保険㈱ 賠償責任保険	窓	<u> </u>	,
対応時間 8:30 ~ 17:00 (平日) 塔償責任保険の加入 保険の名称: 三井住友海上火災保険㈱ 賠償責任保険		I	
告償責任保険の加入			8:30 ~ 17:00 (平日)
	 賠償責	<u> </u>	あり 保険の名称: 三井住友海上火災保険㈱ 賠償責任保険
	利用者		
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組 あり			

東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

5	入居者														
介	護度別・年齢別入居者数	平	均年齢:		92. 0	歳		入	居者数征	合計	:	23	人		
	年齢 介護度	自立	要支援 1	要	支援2	要	介護 1	要	介護 2	要介	广護 3	要介	護 4	要介記	護 5
	6 5 歳未満														
	65歳以上75歳未満														
	75歳以上85歳未満						1		1				1		
	85歳以上						2		9		2		5		2
	合計	0	0		0		3		10		2		6		2
入	居継続期間別入居者数										,				
	入居期間	6月未	満 6月以 1年末		1年以 5年未		5年以 10年未		10年以 15年末		15年以	上	,	合計	
	入居者数		2	1	,	14		5				1		23	
男	女別入居者数	男性:	·	2	人		女性:		1	21 ,	人				
入	居率(一時的に不在となっ	ている	る者を含む	S.))		77	%	(定員	して文	付する	入居す	皆数))	
直	近1年間に退去した者の人	数と理	里 由												
	理由		人数					理					人娄	攵	
	自宅・家族同居						り他の福 等へ転居		設・高	齢者信	È				1
	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居					医療	寮機関へ	の入	、院						
	介護老人保健施設へ転居			-		死τ	L- -								4
	介護療養型医療施設へ転居				1	その	つ他								
	他の有料老人ホームへ転居				1		退去	与者	数合計						7

6 利用料金								
入居準備費用	なし		円					
明内細訳								
支払日・支払方	法							
解約時の返還								
敷金	あり							
金額		1, 000, 0	000 円 ※退劫	長時に滞納家	賃及び居室の	原状回復費	用を除き全額	質返還する。
家賃及びサービスの	り対価							
						(内訳)		
プランの名詞	称	前払金	月額利用料	家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
95歳基本プラン		5, 940, 000円						
90歳基本プラン		7, 920, 000円						
85歳基本プラン		9, 900, 000円	365, 200円	85, 000				
80歳基本プラン		11, 880, 000円	'					
75歳基本プラン		13, 860, 000円						
70歳基本プラン		15, 840, 000円						
65歳基本プラン		23, 760, 000円						※管理費
95歳特別プラン		9, 000, 000円			182, 190	39, 600	58, 410	に含みま
90歳特別プラン		12, 000, 000円						す。
85歳特別プラン		15, 000, 000円	280, 200円	0				
80歳特別プラン		18, 000, 000円						
75歳特別プラン		21, 000, 000円						
70歳特別プラン		24, 000, 000円						
65歳特別プラン		36, 000, 000円	· 					
月払プラン		0円	530, 200円	250, 000				

前払金

```
【基本プラン(95歳以上)】
132,000円(月額単価)×36ヶ月(償却期間)+1,188,000円(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%)により
算出=5,940,000円
【特別プラン(95歳以上)】
200,000円 (月額単価) ×36ヶ月 (償却期間) +1,800,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%) により
算出=9.000.000円
算出=7,920,000円
【特別プラン(90歳~94歳)】
200,000円 (月額単価) ×48ヶ月 (償却期間) +2,400,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%) により
算出=12,000,000円
【基本プラン(85歳~89歳)】
132,000円 (月額単価) ×60ヶ月 (償却期間) +1,980,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%) により
算出=9,900,000円
| 【特別プラン(85歳~89歳)】
| 200,000円(月額単価)×60ヶ月(償却期間)+3,000,000円(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%)により
算出=15,000,000円
【基本プラン(80歳~84歳)】
132,000円 (月額単価)×72ヶ月 (償却期間) +2,376,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%) により
算出=11,880,000円
【特別プラン(80歳~84歳)】
200,000円 (月額単価) ×72ヶ月 (償却期間) +3,600,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%) により
算出=18,000,000円
【基本プラン (75歳~79歳)】
132,000円 (月額単価) ×84ヶ月 (償却期間) +2,772,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%) により
算出=13,860,000円
(【特別プラン(7 5歳~7 9歳)】
200,000円(月額単価)×84ヶ月(償却期間)+4,200,000円(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%)により
算出=21,000,000円
デロー21,000,0007]
【基本プラン(70歳~74歳)】
132,000円(月額単価)×96ヶ月(償却期間)+3,168,000円(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%)により
算出=15,840,000円
【特別プラン (70歳~74歳)】
200,000円 (月額単価) ×96ヶ月 (償却期間) +4,800,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%) により
算出=24,000,000円
【基本プラン(6 5歳~6 9歳)】
132,000円(月額単価)×144ヶ月(償却期間)+4,752,000円(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%)によ
り算出=23,760,000円
【特別プラン(65歳~69歳)】
【1977)(10 18版で10 18版)
200,000円(月額単価)×144ヶ月(償却期間)+7,200,000円(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%)により算出=36,000,000円
```

(月額単価の説明)

建物賃借料を基礎とし、近傍同種家賃を参照し算出

(想定居住期間の説明)

当社既存施設を元に統計的に算定し、居住継続率が概ね50%になるところから算出

95歳以上 償却期間 36ヶ月 90歳~94歳 償却期間 48ヶ月 85歳~89歳 償却期間 60ヶ月 80歳~84歳 償却期間 72ヶ月 75歳~79歳 70歳~74歳 償却期間 96ヶ月 償却期間 84ヶ月

65歳~69歳 償却期間 144ヶ月

明細	家賃	[月払プランの家賃相当額の算定方法] 当社における入居金プランと月払プランにおける退去率と一定期間の空室発生のリスク等を踏まえ、長期にわたって安定的な経営ができるように設定しております。 [プラン別の家賃設定について] 家賃は想定居住期間内において、特別プラン250,000円となるよう設定しております。具体的には「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額(前払金の20%)」が設定されているため、月額単価は特別プラン200,000円となっています。想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額を想定居住期間で割り戻して月額単価と合わせると特別プラン250,000円となります。
	管理費	共用施設等の維持管理費、事務管理部門の人件費・事務費・光熱水費・厨房維持管理費等(居 室内の電話代、NHK受信料・衛星放送受信料等は別途実費負担)
	介護費用	①上乗せ介護費用:39,600円(うち消費税3,600円) 当施設では要介護者2.5名に対し、常勤換算1名以上の職員体制 (週40.0時間換算)をとっています。この介護保険給付の基準を上回る人員体制分の料金として算出した額としています。なお、上記費用については、入院等による長期不在時のご返金は致しません。 ②要介護認定が自立・要支援の場合:生活サポート費用79,200円(内税7,200円)が適用になります。(この場合、上乗せ介護費用はいただきません。)
		※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
	食費	朝食 605 円・昼食 605 円・夕食 737 円 間食 0 円 1日当たり 1,947 円 × 30日で積算 厨房管理運営費等は管理費に含みます (食事をキャンセルする場合の取扱いについて) 外泊・入院等で食事をキャンセルする場合、前々日までに届出願います。 朝食605円・昼食605円・夕食737円を返金させて頂きます。
	光熱水費	管理費に含みます。 電話料及びNHK受信料これらに類する公共料金については、これを供給する事業体の料金規 程及び支払い方法によります。
Á	豆期利用	1日当たり 16,500 円 利用料の 管理費、食費(3食)、介護サービス費 ^{第出方法} ※介護保険は適用外
前払金	念の取扱い	
	払日・ 払方法	入居日までに弊社指定の銀行口座へお振込み下さい。
償	却開始日	入居した日の翌日
	還対象とし い額	想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額(前払金の20%)を入居日の翌日に事業者は取得する当該受領額については、公益社団法人全国有料老人ホーム協会による前払金の試算シミュレーションの数値に基づき設定しています。
6	- PX	位置づけ 位置づけ 力居者の家賃等に充当

	契約終了時の 返還金の算定 方式	償却期間内に本契約が終了する場合は、入居者又は返還金受取人に、契約終了日から償却期間満了日までの額を返還します。 〔返還金の算出方法〕 (前払金ー想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額(前払金の20%)÷ 償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数×1 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額は、入居日の翌日から3月経過した以降は返還されません *2 各年齢償却期間経過後は、返還金が無くなります *3 償却期間を超える場合、入居金の追加徴収はありません
		期間:3か月 起算日:入居した日
	短期解約(死 亡退去含む) の返還金の算 定方式	入居した日の翌日から3月以内において入居者の解約の申し出がなされた場合は (死亡退去も含む)、目的施設の利用の対価として入居した日から契約終了日まで の1日当たりの利用料及び日割計算に基づく月額利用料、原状回復費用を事業者に 支払うことで契約を終了できるものとします。 事業者は当該費用の支払い及び居室の明け渡しを受けた後90日以内に、受領済み の前払金及び月払い利用料の全額を無利息で入居者に返還することとします。 ※前払金の1日当たりの利用料の計算 (前払金ー想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 前払金の20%) ÷ 想定居住期間の月数 ÷ 30
	返還期限	契約終了日から 90 日以内
	保全措置	あり 保全先: 不動産信用保証株式会社
	その他留意事項	なし
月	額利用料の取扱い	
	支払日・ 支払方法	翌月分を入居者宛に費用項目との明細を付し、毎月15日までに請求します。ホームはこれに基づき原則としてその金額を銀行口座または貯金口座から自動引き落としとします。
	その他留意事 項	なし

介護保険サービスの自己負担額

※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2~3割)を負担する。

(30日換算・自己負担1割の場合)

畄	什		Ш
# '	11/	-	_

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援 1		_
要支援 2	-	_
要介護 1	205, 465	20, 547
要介護 2	230, 044	23, 005
要介護3	255, 724	25, 573
要介護 4	279, 574	27, 958
要介護 5	304, 883	30, 489

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり(Ⅱ)	要介護のみ
看取り介護加算	あり(I)	対象者のみ
協力医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅲ)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	対象者のみ
ADL維持等加算	なし	
科学的介護推進体制加算	あり	
高齢者施設等感染対策向上加算	なし	
生産性向上推進体制加算	あり(Ⅱ)	
口腔・栄養スクリーニング加算	なし	対象者のみ
退院·退所時連携加算	あり	対象者のみ
退去時情報提供加算	あり	対象者のみ
介護職員等処遇改善加算	あり(Ⅱ)	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料

一部有料 (サービスごとの料金は一覧表のとおり)

料金改定の手続

消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で改定します。

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

____ プランの名称 85歳基本プラン

単位:円

入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	9, 900, 000	365, 200

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管 理 規 程	入居希望者に公開	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	なし

添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び ついて説明を受け、			頁目に
	年	月	日
署名			

	年	月	E
説明者職・日	〔 名		
100 7 TH 1990	, 1		
職			
署名			

介 護 サ ー ビ ス 等 の ー 覧 表 (参考様式)

区分	(自	<u>立</u>)	(要支援、要介	護 [~V区分)
	追加料金が発生しない (前払金又は月額利用 料に含む)サービスに〇		追加料金が発生しない もの	その都度徴収するサー ビス(料金を表示)
	MICE 6/9-LAICO			住宅型有料老人ホーム において外部の居宅 サービス利用を原則とす
サービス				り一に入利用を原則とするサービスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中	見守りシステムに よる確認		見守りシステムに よる確認	
巡回 夜間	見守りシステムに よる確認		見守りシステムに よる確認	
食事介助			都度一部又は全面介助	
排泄介助	都度一部又は全面介助		都度一部又は全面介助	
			随時全面介助	
おむつ代	-	実費	_	実費
入浴(一般浴)介助	週2回必要により入浴時見 守り若しくは一部介助	左記以外1回1,100円(内消 費税100円)	週2回必要により入浴時見 守り若しくは一部介助	左記以外1回1,100円(内消 費税100円)
清拭		左記以外1回1,100円(内消 費税100円)		
特浴介助		左記以外1回1,100円(内消 費税100円)	週2回必要により入浴時一 部若しくは全面介助	
身辺介助				
·体位交换			必要に応じ随時対応	
居室からの移動			車椅子で移動を介助	
・衣類の着脱			毎朝・夕、適宜一部若しく は全面介助	
・身だしなみ介助			毎朝・夕、適宜一部若しく は全面介助	
口腔衛生管理			日常的な 口腔衛生管理	
機能訓練			サービス計画書により対応	
通院介助 (協力医療機関)	豊島区内および協力医療 機関へは随時対応		豊島区内および協力医療 機関へは随時対応	
通院介助 (上記以外)	_	30分550円(内消費税50 円)	_	30分550円(内消費税50 円)
緊急時対応				
オンコール対応	24時間対応		24時間対応	
<生活サービス>				
居室清掃	週1回	左記以外30分660円(内消 費税60円)	週1回	左記以外30分660円(内消 費稅60円)
リネン交換	週1回		週1回	
日常の洗濯	私物週3回、シーツ週1回	左記以外1回220円(内消 費税20円)	私物週3回、シーツ週1回	左記以外1回220円(内消 費稅20円)
居室配膳•下膳	_	1回110円(内消費税10円)	_	1回110円(内消費税10円)

区分	(自 立) 区分		(要支援、要介護Ⅰ~V区分)			
	追加料金が発生しない (前払金又は月額利用 料に含む)サービスに〇		追加料金が発生しないもの	その都度徴収するサービス(料金を表示)		
サービス			特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料に含むサービスに○	住宅型有料老人ホーム において外部の居宅 サービス利用を原則とす るサービスに▲		
	-	実費負担	-	実費負担		
おやつ	1日1回		1日1回			
理美容	_	実費負担	-	実費負担		
買物代行 (通常の利用区域)	週1回指定日	左記以外30分550円(内消 費税50円)	週1回指定日	左記以外30分550円(内消 費税50円)		
買物代行 (上記以外の区域)	-	30分550円(内消費税50 円)	-	30分550円(内消費税50 円)		
役所手続き代行	月1回指定日	左記以外30分550円(内消 費税50円)	月1回指定日	左記以外30分550円(内消 費税50円)		
金銭管理サービス	_		-			
<健康管理サービス>						
定期健康診断	年2回実施	実費負担	年2回実施	実費負担		
健康相談	随時		随時			
生活指導・栄養指導	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応			
服薬支援	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応			
生活リス、ムの記録(排便・睡 眠等)	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応			
医師の訪問診療	-	診療費は実費負担	-	診療費は実費負担		
医師の往診	-	診療費は実費負担	-	診療費は実費負担		
<入退院時、入院中のサー ビス>						
移送サービス	豊島区内および協力医療 機関へは随時対応	左記以外30分550円(内消 費税50円)	豊島区内および協力医療 機関へは随時対応	左記以外30分550円(内消 費税50円)		
入退院時の同行(協力医療 機関)	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応			
入退院時の同行(上記以 外)	-	30分550円(内消費税50 円)	-	30分550円(内消費税50 円)		
入院中の洗濯物交換・買物	-	30分550円(内消費税50 円)	-	30分550円(内消費税50 円)		
入院中の見舞い訪問	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応			
<その他サービス>						
レクリエーション	-	実費負担	-	実費負担		
個別特別機能訓練		週1回月額22,000円 (内消費税2,000円) 週2回月額44,000円 (内消費税4,000円)		週1回月額22,000円 (内消費税2,000円) 週2回月額44,000円 (内消費税4,000円)		

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目			該当に○							
安	安定的・継続的な居住の確保のための項目									
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当 権が設定されていないか。	適合	不 · 適 合							
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	O 適合	不 非 ・ 適 ・ 該 合 当							
緊	緊急時の安全確保のための項目									
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されて いるか。	適合	不 • 適 合							
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合	不 • 適 合							
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール 等緊急呼出装置を設置しているか。	適合	不 • 適 合							
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	適合	不 ・ 適 ・ 該 合 当							
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備 等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合	不 • 適 合							
入	入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目									
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合	不 • 適 合							
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合	不 · 適 合							
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合	不 • 適 合							
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供して いるか。	適合	不 • 適 合							
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を 作成することが決められているか。	適合	不 • 適 合							
入										
		0		保全先:不動産信用保証株式会社						

13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合		不適合	•	非該当	
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合		〇不適合	•	非	初期償却率:20% 前払金の内、上記の率で初期償却いたします
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む) の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除 く。)を利用者に返還することが定められているか。	O 適合	•	不適合	•	非該当	

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として 明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。